

公益社団法人 日野法人会広報誌

ふれあい

vol. 140

2012.9・10

主な内容

- ◆ リレー・フォー・ライフ・ジャパン2012 in 日野
- ◆ 租税教育イベント開催
第5回せいきんウォークラリー in よみうりランド
- ◆ 税務署からのお知らせ

このイベントは日野法人会が後援しています。
皆様ぜひご参加ください。

24時間、いのちのリレーウォーク

参加チーム ボランティア 実行委員

スタッフ募集中!

リレー・フォー・ライフ・ジャパン

リレー・フォー・ライフは、サバイバー（がん患者）、ケアギバー（家族、遺族、支援者）を称え、地域社会全体でがん闘うための啓発サポートキャンペーンです。参加者みんなで、タスキをつなぎながら交代で歩き、生きる希望や勇気が生まれることを目指します。

どなたでも参加できるチャリティイベントです。寄付金は、大会の運営費用を除き、公益財団法人日本対がん協会に寄付し、がん医療推進のために使わせていただきます。

歩く、知る、話す、
つながる、共に生きる

2012 in 日野

11月24日(土)

オープニングセレモニー 12:00

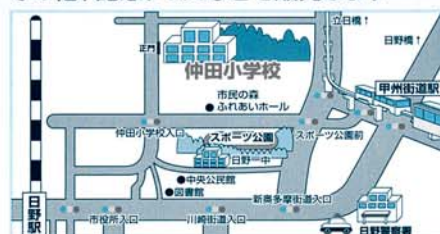
11月25日(日)

クロージング 12:00

会場：日野市立仲田小学校
日野市日野本町6丁目1番地の74

参加協力金：500円～

サバイバー（がん患者）と中学生以下は無料
その他、記念グッズなどを販売します



会場内は、大会主旨に則り、禁煙です。
雨天の場合は、体育館などを利用して開催します。
一般駐車場はありません。

11月24日(土)

12:00 オープニングセレモニー
ウォークスタート

16:30 ルミナリエ

11月25日(日)

11:30 ラストウォーク

12:00 クロージング

ACT1 リレーウォーク…チームごとにグラウンドを交代で歩きます。

ACT2 ルミナリエ……がんで亡くなった人たちの霊び、がんに触れた人々を称え、祈りを捧げます

ACT3 ステージ企画……音楽演奏などでにぎやかに

ACT4 啓発ブース……がんに関わる学びや、がん患者や家族の交流の場

HOPE
RELAY FOR LIFE
JAPAN
CANCER
SOCIETY

■お問い合わせ・申込み送付先

リレーフォーライフ日野実行委員会

〒191-0011 日野市日野本町7-5-23

日野市社会福祉協議会内

TEL:080-3587-6253 FAX:042-583-9205

ホームページアドレス <http://relayforlife.jp/hino/>

フェイスブック <http://www.facebook.com/rfl.hino>

メールアドレス rfl.hino@gmail.com



ご寄付のお願い

寄付受付口座

① 振込先 ゆうちょ銀行 00120-9-504904
口座名 「RFLJ日野実行委員会」

② 振込先 多摩信用金庫 日野支店 普通 2758371
口座名 「リレー・フォー・ライフ・ジャパン in
日野実行委員会 事務局長 鈴木俊夫」

【主催】(公財)日本対がん協会、リレーフォーライフ日野実行委員会 【後援】厚生労働省、社団法人日野市医師会、公益社団法人日野法人会、日野市、日野市教育委員会

親子730名
が参加

よみうりランドで租税教育イベント開催 第5回 ぜいきんウォークラリー in よみうりランド

税制委員会の企画、担当による小学生を対象とした租税教育イベント「第5回ぜいきんウォークラリーinよみうりランド」が、8月4日（土）に開催されました。当日は、児童と保護者あわせて730人が参加しました。イベントには、山下正美日野税務署長のほか、来賓として、馬場弘融日野市長、阿部裕行多摩市長、高橋勝浩稲城市長に出席いただきました。

ランド内の太陽の広場で行われた税金教室には、国税庁のキャラクターであるイータ君のほか、日野市の「普段着でCO₂を減らそう」オリジナルマスコット「エコクマくん」「エコアラくん」らが応援に駆けつけ、ステージ上で租税教室を実施。続いて、税金に関するクイズを解きながら園内を回る税金ウォークラリーを行い、子供たちは保護者と一緒に全6ヶ所のチェックポイントで税金クイズに挑戦。ゴールポイントでは、よみうりランドのワンデーパスやお土産を配付。参加した子供たちは税金について理解を深めるとともに、夏休みのよき思い出として園内のプールやジェットコースターなどの乗り物で有意義な一日を楽しみました。



ステージ上で、税金クイズなどの租税教室を開催



イータ君のほか、日野市の「普段着でCO₂を減らそう」オリジナルマスコット「エコクマくん」「エコアラくん」らが応援に駆けつけました



主催者として挨拶する
大木会長



今日は税金について楽しく学び、家庭でも税金について考える機会にしてほしいと挨拶する山下日野税務署長



夏休み期間中でもあり多くの小学生が参加



馬場日野市長



阿部多摩市長



高橋稲城市長



6ヶ所のチェックポイントで税金クイズを出題

最重要命題は倒産回避！

【税理士 長瀬 幸彦】

中小企業金融円滑化法終了に向けて

私の資格は税理士なのですが、本来の税理士としての仕事は、私の業務の約3割で、残りの7割は企業再生コンサルタントとして、全国の経営の痛んだ会社の再生のお手伝いをさせて頂いております。

今まで約250社再生のお手伝いをさせて頂きました。その中には、立派に再生し活躍している企業から、残念ながら力及ばず、廃業を余儀なくされた会社もあります。

一口に経営が痛むと申しまして、原因は様々です。ですが、経営の痛んだ会社は、必ず次のような症状になります。

「収入よりも支出が多い」ことです。実に簡単なことです。ですが、必ずこうなります。すべからく、資金繰りは逼迫し、有利子負債や買掛債務の残高が積み上がっていきます。

このような中小企業の惨状を憂慮した某国会議員は、「中小企業金融円滑化法」という法律を作りました。

この法律の功罪についての議論は別の機会に譲るとしまして、今回はこの金融円滑化法について考えてみます。

利用の経緯と現状

現在の日本の中小企業は、約430万社です。この数は、日本の企業数全体の約99.7%であり、全体の雇用の約7割を中小企業が担っています。

この法律は、中小企業の資金繰り対策として、平成21年度に導入され、今年で4年目です。

利用状況を見てみますと、導入当初の平成21年12月は約14,000件の申し込みに対して実行が約1,500件（11.3%）、年が明けて平成22年1～3月が申込み約43,000件に対して実行が約27,000件（62.1%）でした。

実行率について、この頃金融庁から通達が発せられ、平成22年4月～現在に至るまでほぼ90%の実行率となります。

本来なら、リスケジュール（債務返済条件変更）の対象とならない債務者までも、この通達によっ

て商売が続けられたと言っても過言ではありません。

平成21年12月～平成24年3月までの期間における申込件数が3,133,742件（住宅ローン含まず）で、実行が2,893,387件（92.3%）です。

東京商工リサーチによれば、この法律を利用した中小企業は30万～40万社と推定され、うち約2割にあたる5～6万社で、金利さえも正常に支払っていないと分析しています。

また、東日本大震災により資金繰りが困難になった事業者につきましては、利用者数の推移から推測すると、震災関連の利用で約2割増加しています。

金額ベースでは、震災前の利用金額の累計が約18兆円だったのに対して、昨年11月には約38兆円（債権本数で115万件）となっており、東日本大震災による利用者の抱える有利子負債は、それ以前のものよりも1企業の金額ベースで相当額高いと思われます。また、38兆円うち約5兆円は完全な不良債権と言われています。

次に、利用業種別に見てみますと、建設業25%、製造業30%、卸売業19%、小売業11%とこの4業種で全体の85%を占めています。また、利用理由は、販売不振が83%とダントツに多く、次に業界不振3%、売掛金回収困難3%、設備投資の失敗2%となっています。

このような状況の中で、来年3月にこの法律が期限切れになった場合には、相当数の倒産が予想されます。

足元の景気回復が遅れる中で、中小企業の倒産を回避することだけを念頭に置いて考えるならば、この法律の再延長をするより方法がありませんが、昨年11月15日の会見で前の金融相である自見氏は「しっかり立ち止まって考えたい」と述べ、慎重に検討する考えを示しましたが、再延長の可能性は相当低そうです。

金融機関の現状

この法律の大きな特徴と致しまして、金融機

関は元本返済を停止した債権であっても、債務者区分を引き下げなくて良いという点にあります。

債務者区分とは、金融機関は貸出債権につきまして債務者の状態により「正常先・要注意先・破綻懸念先・実質破綻先・破綻先」に分類します。

金融機関は、この区分に応じて、貸倒等の損失に備えるため引当金を積むことが義務付けられています。引当率は、正常先（0.3%～0.5%）・要注意先（要管理先：15%）・破綻懸念先（70%）・実質破綻先及び破綻先（100%）です。

債務者区分の変更を求めないということは、金融機関は本来なら債務者区分の引き下げを行い、それに見合う引当金を積まなければならないものを、それをしなくていい。つまりは、銀行の決算を悪化させなくていい、ということです。

金融システムの安定を考えた時に、この貸倒引当金は非常に重要であるにも関わらず、引き当てられていないということは、この法律の期限切れにより、要注意先以下に転落することで上乗せが必要とされる貸倒引当金が、少なく見積もっても5兆円あり、体力的に耐えられない金融機関は、場合によっては公的資金の注入を伴う合併等の再編により、実質的な破たん処理が行われることになるということです。

吸収される側の弱小金融機関と付き合いしている中小企業は、ある日突如として融資の基準が変わり、資金繰りに行き詰まることが考えられ、また、体力のある大手金融機関であっても、国際決済を行う金融機関は中核自己資本を増強する必要から（バーゼルⅢへの対応）、サービサー（債権回収会社）への債権譲渡により、オフバランス化の動きを加速する可能性があります。

政府の対策

このような中小企業・金融機関双方の動きの中で、政府は円滑化法最終期限に向けた動きとして、「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」と題した出口戦略を、平成24年4月20日に提示しました。

次の3点から構成されています。

①金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮

②企業再生支援機構及び中小企業再生支援協議会の機能及び連携の強化

③その他経営改善・事業再生支援の環境整備

詳細な内容は金融庁のホームページにおいて公開されていますので、そちらをご覧くださいと致しまして、この中でやや踏み込んでいる内容になっているのが②です。

その中の協議会の取組みとして「デューデリジェンスの省略等により、再生計画の策定支援を迅速かつ簡易に行う方法を確立する」という記載があります。

さらに、再生計画の標準処理2か月、24年度の計画策定目標3,000件といった数値もあります。

中小企業再生支援協議会の23年第三四半期の再生計画件数が66件であり、年間3,000件という目標をクリアすることは、相当困難と思われます。できたとしても、標準化・画一化といったテンプレート化の問題が出そうです。

前述しましたように、この制度を利用している中小企業は30万～40万社です。

果たして政府の出口戦略で救われるのでしょうか？

今しなければならないこと

政府や金融機関主導の再生では、大多数の中小企業は、切捨てになることが予測されます。私達は急いで次のことをしなければなりません。

①徹底した予算管理による経費の削減

②在庫の圧縮（建設業、製造業なら工期の短縮）

③マーケティングを含むサプライチェーン全体の見直し

これらから、この法律が期限切れとなり、弁済開始を迫られた場合、実効性のある再生計画書に基づいた真の再生を行うために、必要な最低限のキャッシュフローを産み出さなければなりません。

金融機関に引き続き支援を求めるならば、このキャッシュフローがなければ、再生の土俵に乗ることもできないのです。それが出来なければ、残念ながら店じまいを余儀なくされます。

御社の顧問税理士や公認会計士、又は私達再生コンサルタントに、よく相談されて、1社でも多くの企業が倒産から逃れられることを願っています。

復興特別法人税のあらまし

〔東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法関係〕

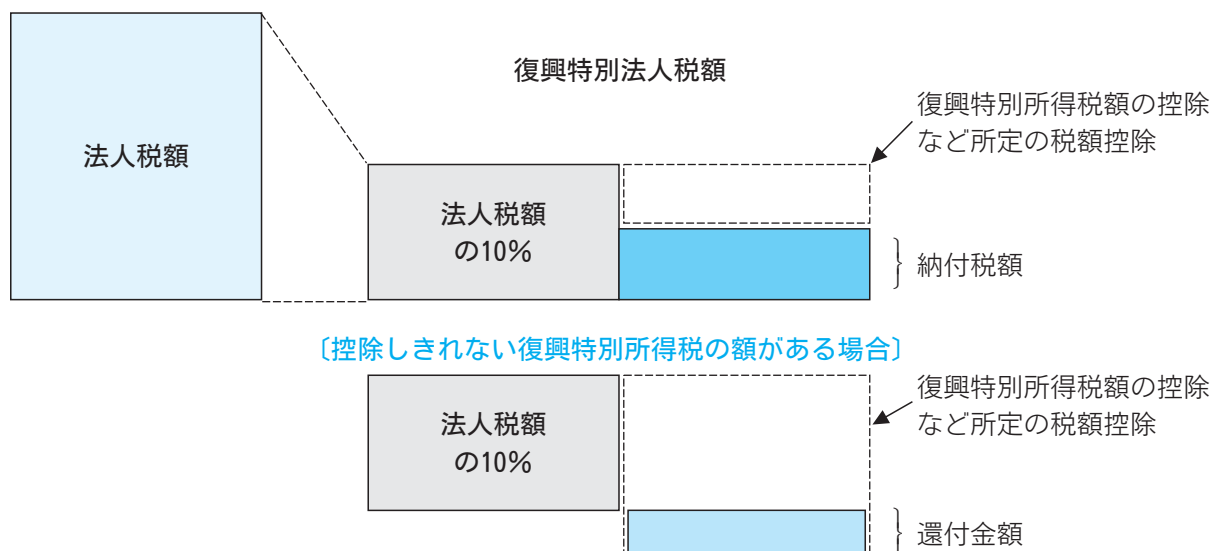
平成24年 3 月

国税庁

（復興特別法人税制度の概要）

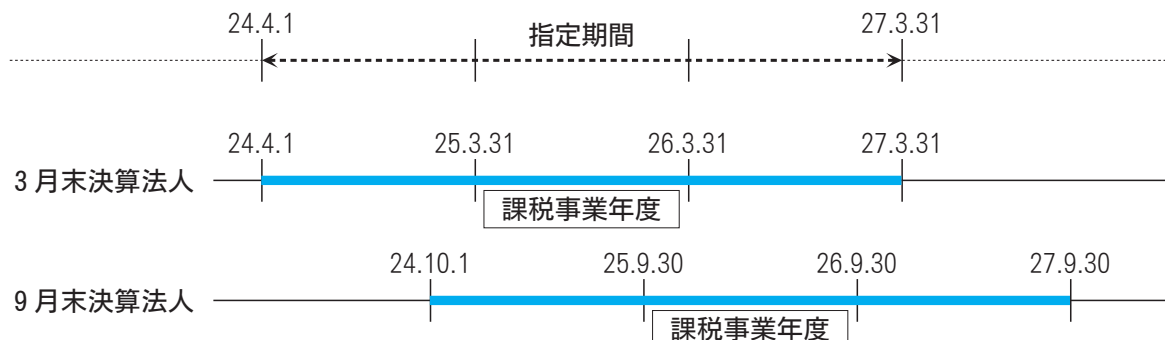
この制度は、法人の各事業年度の所得の金額に対する法人税の額に10%の税率を乗じて計算した復興特別法人税を、法人税と同じ時期に申告・納付することとされているものであり、利子など一定の所得に課された復興特別所得税の額などがある場合には、所定の金額を控除した後の金額を納付することとされています。また、復興特別法人税の額の計算上控除しきれない復興特別所得税の額がある場合には、その還付を受けるための申告書を提出することができることとされています。

《イメージ図》



復興特別法人税の課税の対象となる事業年度（以下「課税事業年度」といいます。）は、一定の場合を除き、法人の平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間（以下「指定期間」といいます。）内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後3年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度とされています（復興財源確保法40十、45①）。

《イメージ図》



復興特別所得税の源泉徴収のあらまし

(平成25年 1 月以降の源泉徴収)

平成23年12月2日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）が公布されました。

これにより、所得税の源泉徴収義務者は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて国に納付しなければならないこととされました。

（注）租税条約の規定により、所得税法及び租税特別措置法に規定する税率以下の限度税率が適用される場合には、復興特別所得税は課されません。

1 源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額

源泉徴収すべき復興特別所得税の額は、源泉徴収すべき所得税の額の2.1%相当額とされており、復興特別所得税は、所得税の源泉徴収の際に併せて源泉徴収することとされています。

実際には、次のとおり、源泉徴収の対象となる支払金額等に対して、所得税と復興特別所得税の合計税率を乗じて計算した金額を徴収し、1枚の所得税徴収高計算書（納付書）で納付します。

（注）給与等に係る所得税及び復興特別所得税の源泉徴収については次の2により行います。

【源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額】

$$\text{支払金額等} \times \text{合計税率}(\%)^{(*)} = \text{源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額}^{(注)}$$

（注）算出した所得税及び復興特別所得税の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

※1 合計税率の計算式

$$\text{合計税率}(\%) = \text{所得税率}(\%) \times 102.1\%$$

※2 所得税率に応じた合計税率の例

所得税率(%)	5	7	10	15	16	18	20
合計税率(%) (所得税率(%)×102.1%)	5.105	7.147	10.21	15.315	16.336	18.378	20.42

※3 具体的事例：報酬・料金として888,888円を支払った場合（所得税率10%の場合）

$$\begin{array}{ccccccc} 888,888\text{円} & \times & 10.21\% & = & 90,755.4648\text{円} & (\text{1円未満切捨て}) & \Rightarrow & 90,755\text{円} \\ (\text{支払金額}) & & (\text{合計税率}) & & (\text{算出税額}) & & & (\text{源泉徴収税額}) \end{array}$$

2 給与等に係る所得税及び復興特別所得税の源泉徴収

給与等については、平成25年分以後の源泉徴収税額表に基づき、所得税と復興特別所得税の合計額を徴収し、1枚の所得税徴収高計算書（納付書）で納付します。

（注）平成25年分以後の源泉徴収税額表は、国税庁ホームページに掲載しています（税務署からも年末調整を行う時期に配布する予定です）。

3 年末調整

給与等から源泉徴収する税額は、所得税と復興特別所得税の合計額となっておりますので、年末調整も所得税と復興特別所得税の合計額で行います。

会員交流チャリティーゴルフ大会を開催、165名が参加

3市社会福祉協議会へ贈呈

地域社会貢献と会員交流を目的に、今年で第14回を迎えた会員交流チャリティーゴルフ大会が、10月1日桜ヶ丘カントリークラブで開催されました。

台風の接近により開催が危ぶまれましたが、前日の夕刻から深夜にかけて東海地方から東日本を縦断し太平洋上へ抜けたため、早朝から澄んだ秋空の下で43組165名が参加、和やかな雰囲気の中でプレーが行われました。参加者から寄せられましたチャリティー金168,000円は、日野、多摩、稲城の3市社会福祉協議会へ均等に贈呈いたしました。



大木会長から矢内智洋氏（株式会社矢内工務店）へ優勝カップと賞品が贈られました。



女性の部優勝の星 範子氏（有限会社星電気）



チャリティー金を
3市の社会福祉協議会へ贈呈



女性部会が担当した
アウト7番でのチャリティーホール



和やかな雰囲気のパーティー会場

源泉部会で24年度税制改正と健康保険の実務講座

源泉部会では、9月13日京王クラブにおいて、テーマ別研修会が開催されました。

第1部では、平成24年度税制改正事項の中で源泉所得税の改正点を中心に日野税務署木屋路調査官より解説いただきました。

第2部では、特定社会保険労務士の菅沼真奈美氏より、健康保険の給付と手続きについて、給付の種類や、療養等、休業、出産、死亡、資格喪失後の給付など、項目別にやさしく解説いただきました。



多数の会員が出席した
テーマ別研修会



簿記のしくみをやさしく
解説する千葉税理士

初級簿記セミナー 10日間終了

恒例の初級簿記セミナーが、多摩信用金庫高幡不動支店を会場に、9月4日から10月12日まで10日間の日程で開催されました。

講師には東京税理士会日野支部所属の千葉洋氏を招き、簿記のしくみを基本から習得することを目的に学びました。最終日には小山研修副委員長より受講者一人ひとりに修了証が贈られました。



熱心にメモを取る受講者

会員交流バーベキュー大会 稲城地区第4支部

稲城地区第4支部では、会員相互の親睦と交流を目的とした会員交流バーベキュー大会が9月9日(㊟)石井自動車修理工場内にて開催されました。当日は会員家族等多数が参加、和やか雰囲気の中でバーベキューを楽しみました。



新鮮な肉や野菜を鉄板に



バーベキューを楽しむ参加者

24年9月分から、 (10月納付分) 厚生年金保険の料率が改正！

社会保険料算出ソフト 東京都版

24年9月改正の
改訂版ができました

法人会のホームページでご利用いただけます

給与事務担当者が社員の方々に、社会保険での改正や保険料率の改訂を正しく説明できる、「社会保険料算出ソフト・24年9月分（10月納付分）改正対応版」を作成しましたので、ご利用下さい。今回、厚生年金保険の料率が変更になりました。

なお、3年前から我が国で初めて、全国一律から都道府県単位での保険料率適用となっておりますのでご注意下さい。

■ こんなことができます！

年齢、給与月額、年間賞与を入力するだけ！



- ・健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料が一発で計算！
- ・各従業員に印刷して配布すれば、正しい知識の周知徹底が図れます。
- ・経営者は会社負担の1/2の金額を把握して労務管理に活用できます。



法人会のホームページに
アクセスして使い放題！

公益社団法人日野法人会のホームページは…

<http://www.tohoren.or.jp/hino>

作業用資格フォークリフト運転技能講習者募集

コースの内容

大型特殊免許をお持ちの方

- 11時間コース（学科7時間・技能4時間）
- 2日間の受講となります。
- 18,000円（消費税・写真代・テキスト代別）

普通免許をお持ちの方

- 31時間コース（学科7時間・技能24時間）
- 4日間の受講となります。
- 38,000円（消費税・写真代・テキスト代別）

普通免許をお持ちではない方

- 35時間コース（学科11時間・技能24時間）
- 5日間の受講となります。
- 42,000円（消費税・写真代・テキスト代別）

東京労働局長登録教習機関第293号
株マジオネット多摩マジオワークライセンススクール多摩校
多摩ドライビングスクール
TEL 042-591-5345 FAX 042-593-5673

〈日野地区 第12支部所属〉

みなさまにすてきな空間をお届けします!!

ワンルームマンションの賃貸住宅の斡旋

物件名 ストックマンション小磯 部屋数 35
ストックマンション小磯2 部屋数 36
京王相模原線 京王永山駅 800m
500m

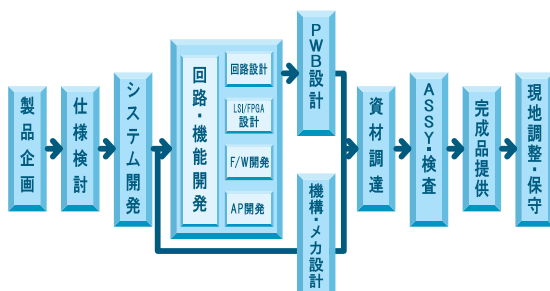
近くにコンビニ サンクス5分・ローソン5分
マクドナルド目の前 吉野家1分

有限会社 小磯商事 多摩市乞田1167 ☎ 042-374-1899

〈多摩地区 第3支部所属〉

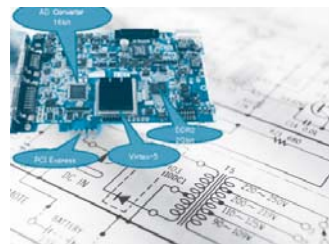
電子情報産業・機械装置・FA産業をささえる

設計開発から製造までの
トータル・ソリューション



技術・開発ソリューション

- ・ 機構、メカ設計
- ・ 電子回路設計
- ・ LSI、FPGA 設計
- ・ 組込ソフト設計



テクノブレインズ株式会社

東京都稲城市押立 1720-1 営業直通 042-377-3512

WebSite <http://www.technobrain.co.jp/>

〈稲城地区 第2支部所属〉

法人会の活動予定

今後の説明会・研修会・イベント等予定

10月23日(火) 14:00	決算法人説明会	日野税務署
24日(水) 14:00	新設法人説明会	日野税務署
11月 2 日(金) 13:30	源泉部会年末調整説明会	日野税務署
6 日(火) 15:30	日野税務署長講演会	多摩アカデミーヒルズ
10日(土)・11日(日)	日野市産業まつり	日野市中央公園内
18日(日)・19日(月)	女性部会一泊見学研修会	茨城方面
21日(水) 14:00	決算法人説明会	日野税務署
23日(祝)・24日(土)	第7回たかはたもみじ灯路	京王線高幡不動駅前
24日(土)・25日(日)	リレー・フォー・ライフ・ジャパンin日野	日野市立仲田小学校
27日(火) 17:00	稲城地区第1～4支部合同税務研修会	稲城市地域振興プラザ
12月 7 日(金) 17:00	稲城市長講演会	稲城市地域振興プラザ

詳細は日野法人会のホームページをご参照ください。(http://www.tohoren.or.jp/hino)



国税電子申告納税(e-Tax)体験セミナー

- ① 11月28日(水) 午後2時～4時30分
- ② 11月29日(木) 午後2時～4時30分

★会場 日野税務署 3階会議室

★主な内容 国税電子申告・納税システム(e-Tax)の体験 ～はじめよう! e-Tax～
(両日とも同じ内容です)
(一人1台ノートパソコンを用意します)

★講師 日野税務署法人課税第1部門審理担当上席他

★申込み 法人会事務局まで 受講料無料

会計を経営に活かす 中小企業会計啓発・普及セミナー

11月26日(月) 午後2時30分～4時30分

★会場 桜美林大学多摩アカデミーヒルズ

★主な内容 中小会計要領を活用すると、どのように企業にプラスになるか
財務会計の構造を知る
事業計画の策定
改正税法のポイント 他

★講師 中小企業診断士 平野泰嗣氏

★申込み 法人会事務局まで 受講料無料

★共催 独立行政法人中小企業基盤整備機構

法人会の法律相談

(東京法人会連合会)

法律全般(相続等会社業務以外の相談可)

1時間まで無料
お気軽にどうぞ!!



○詳細は、事務局まで
お問い合わせ下さい。☎ 042-593-9900

広報誌「ふれあい」に 折込チラシを同封しませんか。

会員の皆様にお届けする広報誌「ふれあい」と一緒に折込チラシを同封いたします。

配布は年8回、配布数は日野市、多摩市、稲城市の会員企業約1,600社です。

封入費用は、1回あたり2万円です。詳細は事務局までお問い合わせください。

編／集／後／記

東日本大震災・原子力事故から1年半が経過。戦後最大の国難のなか、民主党代表選(野田佳彦氏が再選)、自民党総裁選(安倍晋三氏が当選)が終了し、政治の季節は、はや「秋本番」である。

政治リーダーの総理が毎年のようにかわり、重要法案を決めるべき国会も、全く機能しない。日本の政治システムは、深刻な機能不全に陥り、海外からも冷ややかな眼で見られている。そんな混迷が続く中、せめて我々の血と汗の結晶である税金の使い道だけは、誤ってもらいたくないと切に願っている。 広報委員 伊藤 光昌

表紙紹介

コスモス

秋に桃色・白・赤などの花を咲かせる。花は本来一重咲きだが、舌状花が丸まったものや、八重咲きなどの品種が作り出されている。原産地はメキシコの高原地帯。18世紀末にスペインマドリードの植物園に送られ、コスモスと名づけられた。日本には明治20年頃に渡来したと言われる。秋の季語としても用いられる。(写真 広報委員 加藤 善巳)

裏表紙紹介

— 桑田村 — 桑田村の誕生から終焉

参考文献 『日野市史』通史編3
資料提供 日野市郷土資料館

桑田村の誕生から終焉

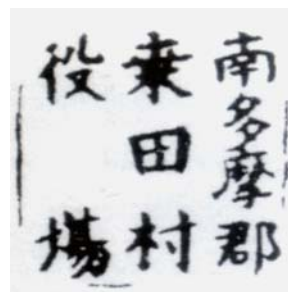
かつて日野市域に「桑田村」という村名があったことを知っている人は少ないかもしれません。読みは、一般には「くわたむら」ですが、地元では「くわだむら」と呼ばれていたそうです。明治22年（1889）の市制・町村制施行により、浅川の北側にあった、豊田・川辺堀之内・上田・宮・下田・万願寺・新井・石田の8ヵ村を合併して誕生しました。このとき、日野市域には、日野宿と七生村も誕生しています。七生村は、浅川の南側の程久保・高幡・南平・三沢・落川・平山・百草の七つの村が合併しました。

村名の由来は、桑林と水田が多い地域であったことから付けられたものです。当時は日野市域でも養蚕業が盛んになりつつあり、田や畑を転用してたくさんの桑の木が植えられていました。桑田村は東西に細長く、北西側の台地には平地林と畑が、南部は浅川の流域にそって水田が広がるのどかな村でした。

役場は、当初は延命寺におかれ、その後上田173番地（現在の「青い鳥作業所」）付近に建てられました。村長は、万願寺の斎藤文太郎で、日野町との合併まで斎藤が村長を務めたようです。

桑田村は、明治34年に日野町（明治26年に日野宿から改称）と合併したため、わずか12年間しか存在しませんでした。日野町との合併は、桑田村が村域が狭小で戸数も少なく独自の発展があまり望めないというのが主な理由で、ともに浅川の北側にある日野町とは人情・地勢にも違いはなく、合併後は多摩川・浅川を境とする、地形上もまとまりのある地域としての発展が期待されたということでした。

明治34年1月8日に、南多摩郡長あての合併上申書が提出され、3月31日をもって合併が成立し新しい日野町として出発しました。町名を日野町としたのは、古来より顕著な名称を存続するという東京府の方針によったものでした。

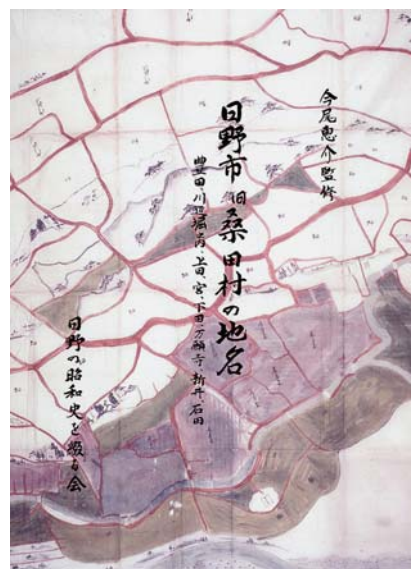


桑田村役場の印

『日野市旧桑田村の地名』の刊行

日野町との合併により桑田村の地名は廃止され、人々の記憶からも消えて行ってしまいました。むしろ、江戸時代から続いていた8つの旧村名は大字として残されたので、下田を除く7つの村名は、現在も町名として残されています。（下田は、残念ながら平成16年—2004—の町名地番の変更により、万願寺1～6丁目となり、地図上からその名前が消えてしまいました。）

日野の昭和史を綴る会では、以前より市内の地名の調査を進めていて、平成14年（2002）に七生村域の地名調査の成果をまとめた『日野市七生地区の地名と昭和の高幡』を刊行しました。その後、失われてしまった桑田村の地名調査をということで、あしかけ10年の歳月をかけ、今年4月に『日野市旧桑田村の地名 豊田・川辺堀之内・上田・宮・下田・万願寺・新井・石田』を、自主刊行しました。桑田村の時代だけでなく、それ以前の8ヵ村の村ごとに、資料調査や聞き書きをもとに丹念に地名を拾い上げ、由来を記録した労作です。桑田村の名前が、かつての養蚕が盛んだったころの地域を物語っているように、地名には地域の様々な歴史や地形・風土の特長などが込められています。かつての地名を振り返ることで、地域の歴史に思いを馳せていただければと思います。（お問い合わせは、日野市郷土資料館 ☎ 042-592-0981 まで）



『日野市旧桑田村の地名』表紙

参考文献 『日野市史』通史編3